

令和3年第2回教育委員会会議録

1 開会及び閉会等の年月日、時刻

令和3年2月18日(木) 開会：10時00分 閉会：11時22分

2 会議の場所

周南市岐山通1丁目1番地 周南市役所 4階 防災対策室

3 出席者の氏名

教 育 長 中 馬 好 行  
 委 員 松 田 福 美  
 委 員 松 田 敬 子  
 委 員 片 山 研 治  
 委 員 岡 寺 政 幸

4 会議に列席した事務局職員等の職氏名

教 育 部 長 久 行 竜 二  
 教 育 政 策 課 長 山 本 次 雄  
 生 涯 学 習 課 長 川 上 浩 史  
 人 権 教 育 課 坪 金 裕 子  
 学 校 教 育 課 長 魚 谷 祐 司  
 学 校 給 食 課 長 橋 野 博 一  
 中 央 図 書 館 長 石 村 和 広  
 新 南 陽 総 合 出 張 所 次 長 末 岡 和 広  
 熊 毛 総 合 出 張 所 次 長 品 田 浩  
 鹿 野 総 合 出 張 所 次 長 金 本 久 志

5 会議の書記の職氏名

教育政策課課長補佐 三 浦 勢 司  
 教育政策課主査 重 安 智 美

6 議事日程等

日程順位	件 名
1	会議録署名委員の指名について
2	議案第2号 周南市教育委員会公印取扱規則の一部を改正する規則制定について
3	議案第3号 周南市立小・中学校の通学区に関する規則の一部を改正する規則制定について
4	議案第4号 周南市小・中学校児童生徒就学援助条例施行規則の一部を改正する規則制定について
5	議案第5号 令和2年度周南市一般会計補正予算要求について
6	議案第6号 令和3年度周南市一般会計予算要求について
7	議案第7号 周南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例制定について
8	議案第8号 指定管理者の指定について (周南市大田原自然の家)

7 委員会協議会

- (1) 保育所・幼稚園・認定こども園施設分類別計画の策定について (報告者：次世代政策課)
- (2) 共催及び後援大会等一覧表 (報告者：教育政策課→生涯学習課)

1	会議録署名委員の指名について
---	----------------

**教育長**

ただ今から、令和3年第2回教育委員会定例会を開催します。  
議事日程に従いまして、進めてまいります。  
日程第1、「会議録署名委員の指名について」でございます。  
本日の会議録署名委員は、片山委員さんと岡寺委員さんをお願いします。

2	議案第2号 周南市教育委員会公印取扱規則の一部を改正する規則制定について
---	--------------------------------------

**教育長**

続いて日程第2、議案第2号「周南市教育委員会公印取扱規則の一部を改正する規則制定について」を議題とします。

この件につきまして、教育政策課から説明をお願いします。

**教育政策課長**

議案書1ページをお願いいたします。

議案第2号「周南市教育委員会公印取扱規則の一部を改正する規則制定について」ご説明いたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第11号の規定によるもので、「教育委員会規則の制定又は改廃に関する事」は、教育委員会の権限とされており、お諮りするものでございます。

議案書2ページ、3ページをご覧ください。

本改正は、大きく2点でございます。

1点目は、令和2年12月定例市議会において、令和3年3月31日付けで福川南幼稚園を廃園とすることについて決定したことから、福川南幼稚園の公印を廃止するもので、別表について、所要の改正を行うものでございます。

2点目は、令和3年1月臨時市議会において、令和3年3月31日付けで和田中学校を廃校とすることについて決定したことから、和田中学校の公印を廃止するもので、別表について、所要の改正を行うものでございます。

本規則の施行は、令和3年4月1日からとするものです。

なお、4ページ、5ページに新旧対照表をお示ししております。

以上で説明を終わります。

**教育長**

この件について、何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

(※異議なし の声)

**教育長**

それでは、議案第2号を決定します。

3	議案第3号 周南市立小・中学校の通学区に関する規則の一部を改正する規則制定について
---	---

**教育長**

続いて日程第3、議案第3号「周南市立小・中学校の通学区に関する規則の一部を改正する規則制定について」を議題とします。

この件につきまして、学校教育課から説明をお願いします。

**学校教育課長**

議案書6、7ページをお願いします。

議案第3号「周南市小・中学校の通学区に関する規則の一部を改正する規則制定について」ご説明いたします。

提案理由につきましては、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第11号によるものでございます。

令和2年度末の和田中学校の廃校に伴い、統合先の富田中学校の通学区を変更し、和田小学校区を加えることについて、所要の改正を行うものです。

以上で説明を終わります。

**教育長**

この件について、何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

(※異議なし の声)

**教育長**

それでは、議案第3号を決定します。

4	議案第4号 周南市小・中学校児童生徒就学援助条例施行規則の一部を改正する規則制定について
---	--

**教育長**

続いて日程第4、議案第4号「周南市小・中学校児童生徒就学援助条例施行規則の一部を改正する規則制定について」を議題とします。

この件につきましても引き続き、学校教育課から説明をお願いします。

**学校教育課長**

議案書12ページをお願いします。

議案第4号「周南市小・中学校児童生徒就学援助条例施行規則の一部を改正する規則制定について」、ご説明いたします。

提案理由につきましては、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第11号によるものでございます。

これは、令和3年度から学校給食費の徴収を教育委員会が保護者に対し直接行うなど、運用を変更することに伴い、就学援助費の支給方法を変更することについて、同施行規則の一部を

改正するものでございます。

就学援助費は、交付決定者の口座に直接振り込むことで支給する金銭給付と学校長口座に振り込むことで学校に一旦支給し、学校が購入した学用品等を交付決定者に給付する現物給付があります。

議案書16ページをご覧ください。

この度の改正では、保護者に支給すべき援助費目の給食費を市会計の学校給食費へ振り替えることで現物給付により支給し、給食費以外の援助費目については交付決定者の口座に直接振り込み金銭給付を行うこと、又は、学校長口座へ振り込み、交付決定者に現物支給することについて改正するものです。

また、同ページの「別表（第4条関係）」の項目、「給食費の支給額（年額）」については、学校が学校給食費を徴収しないため、「学校給食費として保護者が負担する額」とし、改正するものです。

議案書17ページをご覧ください。

別記様式第1号の「就学援助費交付申請書」では、中段以降の「委任状」について、住民票及び所得証明等世帯情報の調査を教育委員会で行うことの委任について署名・押印いただきましたが、市で取り組んでいる行政手続きにおける押印等の見直しとデジタル化に向けた取組方針の中の押印省略等を考慮して改正するものです。

また、下段の就学援助費の受給方法では、全ての申請者に口座情報を記入いただくとともに、現物支給を希望される場合に、学校長を通じた受給について記入するように修正し改正するものです。

以上で説明を終わります。

## 教育長

この件について、何か質問がございますか。

## 松田福美委員

確認なのですが、委任状での対応が同意事項での対応が変わるということですね。

また、先ほど教育委員会から学校長の口座へ振込みと説明されましたが、この同意事項に同意していただかなければ申請できないということでしょうか。

## 学校教育課長

申請書を提出する際に、同意事項のところにチェックを入れていただき、こういう状況になればそうしますというようにさせていただき、同意をいただいたうえで就学援助費の支給を開始することとなります。

## 松田福美委員

よく分かりました。

保護者の同意がない場合に、何か起こったときの督促については、保護者に対して行うというようにひと手間があったように記憶しています。保護者の中には学校への支払いが遅れる方もおられ、学校の人的な手続きの中では時間がかかったように記憶しておりまして、このように同意をきちんと取っていただければ、学校としてもそういった金銭のやり取りがスムーズに行えることがうかがえるので、それで質問しました。

## 松田敬子委員

14ページの申請書の「申請者の口座へ振込」欄の下のところなのですが、「給食費につい

ては現物給付とし、支給に係る就学援助費は市会計学校給食費に充当します。」とあります。

給食が現物給付されるということは分かったのですが、市会計学校給食費の中に、先ほど説明された就学援助費を充当するというのですが、そこには何が充当されるのでしょうか。その点がよく分からなかったのですが。

#### 学校教育課長

就学援助費のうち給食費分につきましては、市会計の学校給食費に直接充当し、保護者の口座等には振り込みませんという意味でございます。

それにより、保護者から給食費の口座に現金を振り込む必要はないということです。

#### 松田敬子委員

この一文を読んだだけで、保護者の方がその辺りのことを素直に理解していただけるのだろうかと感じました。

#### 教育長

給食そのものは直接子どもたちに現物支給、つまり給食を提供します。そして、就学援助費は保護者の方に現金でお渡しするものもあるのですが、給食費については直接、市会計の学校給食費に入れますということです。

その辺りがもう少し分かりやすければということですね。

#### 松田福美委員

おそらく今回の改正は、それまで保護者に支給されていた就学援助費のうちの給食費、学用品費、修学旅行費等について、保護者の同意を得て校長口座に入金されるという流れがあったものが、今回、給食費管理システムを導入するので、給食費は校長経由ではなく直接市の会計にいくということですよ。

#### 学校教育課長

そうでございます。

#### 松田福美委員

そのただし書が、第5条第2項の給食費はこのように取り扱いますよという規定になるということですね。

給食費以外について「現物給付」と書いてありますが、なかなかイメージが湧きにくくて、本来現物でそれぞれの就学援助を受ける家庭に支給するものというのは、目に見えるかたちのものはないのですが、得てしてあげれば、修学旅行費とか校外学習費については現物支給というかたちで保護者の了解を得て学校に支給し、渡すというかたちになっているのですね。

ですので、文章だけを読んだだけではなかなか分かりにくいですが、流れからすると学校長の口座に振り込む就学援助費の一部である給食費は、市会計に入ることが言いたかったのではないかと思います。

#### 学校教育課長

分かりやすい説明をしていただきまして、ありがとうございます。

学校では、今までも学校給食費以外にも例えば教材費を校納金として集めております。これは、漢字ドリル等を購入した際に一括で請求をせずに月割りをするものです。その校納金について、就学援助家庭に対しては援助費を給付することでその補助をするというかたちをとっております。

通常は就学援助費を就学援助家庭に振り込み、それでお金を払うのですが、松田福美委員が

言われましたように、校長口座に振り込んで、学校長がその支払いをし、子どもには漢字ドリルを現物で渡す、あるいは給食を現物として提供する。このようなかたちを一部取らせていただく。そういうやり方もございました。

それらのうち、今回給食費を市の会計に振り込むこととなったので、学校教育課から直接、学校給食課の会計にお金を入れるから就学援助家庭の口座や校長口座には入れません、ということ。非常に分かりにくくて申し訳ございません。少し検討したいと思います。

#### 松田敬子委員

そこのところは分かりました。

その次にある「支給に係る就学援助費は、市会計学校給食費に充当します」のところですが、この「市会計学校給食費」に先ほどおっしゃった就学援助費を入れるということでしょうか。そこに充当されるのは何か、この文書ではよく分かりませんでした。それでどうかなと思ひ質問しました。

#### 学校教育課長

文頭にあります「給食費については」が「その支給に係る就学援助費は…」までかかっております。給食費については、その支給に係る給食費分の就学援助費は、市会計の学校給食費に充当させていただきますという意味でございます。分かりにくく申し訳ございません。

#### 松田敬子委員

「給食費については現物給付とする」が「支給に係る」にかかっているということでしょうか。

#### 学校教育課長

そうでございます。

#### 教育部長

教育長、これは保護者の方が読まれても分からないと思います。私たちもしっかり読まないところがあるところがあります。

今、概要をご説明いたしました。要は給食費に係る就学援助費は、直接学校給食費に充てるので保護者は給食費を支払う必要はなく、現物給付となります、という表現に変えないといけないと思います。私どものチェック漏れで申し訳ないのですが、この文書では保護者が分からないと思いますので、文章を修正させていただきたいと思います。

修正に関しましてはまた別途、修正部分だけご相談させていただきますので、この議案は審議していただければと思いますが、いかがでしょうか。

#### 教育長

あるいは、今のような趣旨でこの1行を修正しますので、その件については私にお任せいただくというかたちを取らせていただいて、それを前提としてこの案件は承認いただくということをご了解いただければと思います。

#### 松田福美委員

承知いたしました。

#### 教育長

この「現物給付」という言葉を取ってもいいのではないのでしょうか。

#### 教育部長

この就学援助費の「現物給付」ですが、地方財政法上の現物給付・金銭給付の概念とは異なるものです。現物給付というのは、例えば市がノートを全部購入して、そのノートを子どもたちに渡すということです。

ただし、これは就学援助ですので学校が購入します。これが本当に現物給付なのかというと、例えば100円のノートを買っても、就学援助費はもしかしたら50円しか充当していないこともあるということです。

就学援助費は毎月定額でしか振り込まれませんので、現物給付や金銭給付という概念を用いると非常に分かりにくくなってしまいます。ですので、保護者に分かりやすい一文に修正させていただければと思います。よろしいでしょうか。

#### 学校教育課長

承知いたしました。責任をもって修正いたします。

#### 松田福美委員

今言われたとおり、現物給付というのは非常に分かりにくいですが、法令上はその「現物給付」という言葉を残しておかなければいけないのではないかとも思うのですが。

#### 教育部長

そうですね。条例にありますので。

#### 松田福美委員

それと、先ほども話が出ましたが、就学援助費は本来保護者に渡さなければならないという大前提があります。ですから、就学援助費は保護者に渡すものであって、同意を得てこのような振替をするのだから、教育委員会の学校教育課から学校給食課に直接支払うことを先に言ってしまうと、就学援助費とはなんだろうとなってしまいかもしれません。

それで先ほど同意をとお伝えしました。やはりその視点は大事だと認識いただきたい。忘れてはいけないことだと思います。

逆に、同意がないために未納になるというケースもあるので、難しい部分もあるのですが、やはり保護者に申請書を書いていただく際に、今のことをきちんと説明していただき、そのうえで同意を得ていただくと実際の学校現場はやりやすいこともありますので、よろしく願いいたします。

#### 教育長

ありがとうございました。

では、この1行については分かりやすく修正させていただき、私の方で皆さんにお伺いするというかたちではなく、責任を持って承認するというを前提として進めます。

他にご質問はございますか。よろしいでしょうか。

(※異議なし の声)

#### 教育長

それでは、議案第4号を決定します。

## 教育長

続いて日程第5、議案第5号「令和2年度周南市一般会計補正予算要求について」を議題とします。

この件につきまして、各課から説明をお願いします。

まずは、教育政策課からお願いします。

## 教育政策課

議案第5号「令和2年度周南市一般会計補正予算要求について」ご説明いたします。

議案書18ページをお願いします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第19号によるものでございます。

20ページから25ページをご覧ください。

今回の補正予算は、教育委員会事務局で所管いたします予算のうち、歳入予算で477万3千円を、歳出予算で4千99万9千円をそれぞれ減額する補正について、法の規定に基づき、市長に意見を申し出るものでございます。

議案書20ページ以降の補正予算事項別明細書の右端の欄に、所属課を表記しておりますが、各事業費に係る補正予算の詳細につきまして、各課よりご説明いたします。

まず、教育政策課の所管事務に係る歳出予算の補正でございます。

23ページをお願いします。

「教育費」「教育総務費」「事務局費」の退職手当1千483万3千円の増額でございますが、これは退職者の確定に伴うものでございます。

次に、「教育費」「教育総務費」「事務局費」の奨学金貸付等基金事業費の繰出金1千794万9千円の増額でございますが、これはふるさと周南応援寄付金の歳入実績により、奨学金貸付等基金への充当額が確定したことによるものでございます。

24ページをお願いします。

「教育費」「小学校費」「小学校建設費」の小学校普通教室空調設備整備事業費1千76万6千円の減額でございますが、そのうち手数料126万5千円の減額については、当初、空調設備設置施工期間中の学校運営に支障をきたさないための対策として、機械警備機器の移設等の予算を計上しておりましたが、施工が完了したことによるものです。

また、空調設備PFI事業委託料448万5千円の減額については、設計・施工・工事監理業務に係る一括払金が確定したことによるものです。

また、PFIモニタリング業務委託料501万6千円については、整備業務、維持管理業務及び事業者の融資金融機関との協定などの支援業務委託を想定し、予算措置しておりましたが、先行実施しました中学校普通教室空調設備整備事業やPFIで実施した学校給食センター整備事業で得たノウハウにより、職員で対応できたことによるものです。

以上で、教育政策課所管事務に係る補正予算の説明を終わります。

## 教育長

続いて、生涯学習課から説明をお願いします。

## 生涯学習課

議案第5号、「令和3年度周南市一般会計補正予算要求について」のうち、生涯学習課の所管事務に係る補正予算についてご説明いたします。

まず歳出でございます。

議案書24ページの中ほどをご覧ください。

「教育費」「社会教育費」「青少年教育推進費」の報償費563万6千円の減額でございます。

これは、学校・家庭・地域の連携協力推進事業費の報償金を減額するもので、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、主に、放課後子供教室の活動の中止や縮小によってボランティアへの報償費支出が減少したことによるものでございます。

この歳出に対応する歳入につきましては、議案書20ページにお戻りください。

上段の「県支出金」「県補助金」「教育費県補助金」社会教育費補助金の377万3千円の減額でございます。これは「学校・家庭・地域の連携協力推進事業費」の減額に伴う、県からの補助金の減額でございます。

次に、議案書の22ページをご覧ください。

「大田原自然の家指定管理料」に係る債務負担行為補正の追加でございます。

大田原自然の家は、青少年の健やかな育成を目的とした集団宿泊訓練及び野外活動に関する事業を行う施設です。

今回の債務負担行為補正は、この施設の指定管理者を令和3年4月1日から指定するため、今年度内の基本協定締結ができるよう、債務負担行為の補正を行うものであり、令和2年度から令和3年度までの期間について、3千348万9千円を限度額として設定するものです。

以上で説明を終わります。

## 教育長

続いて、人権教育課から説明をお願いします。

## 人権教育課

人権教育課が所管するものにつきまして、ご説明をいたします。

議案書の24ページをお願いいたします。

まず、歳出予算でございます。

「人権教育費」「地域人権教育推進事業費」の報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料計50万円の減額でございますが、これは、文部科学省の委託事業である「人権教育総合推進地域事業」に関わる経費でございます。コロナ禍の中、事業を完全に計画通り実施することが困難であったため、中止としたことから減額するものでございます。

次に、歳入予算でございます。恐れ入りますが戻っていただきまして、20ページをお願いいたします。「県支出金」「委託金」「教育費委託金」「社会教育費委託金」の人権教育総合推進地域事業委託金の50万円の減額でございますが、これは歳出でご説明をいたしました事業の財源として計上していたものでございます。

以上で、人権教育課に係るものについてご説明を終わります。

## 教育長

続いて、学校教育課から説明をお願いします。

## 学校教育課

学校教育課に係る補正予算について、説明いたします。

資料23ページを御覧ください。

表の中段にあります「教育費」「教育総務費」「教育指導費」の学校図書館活用推進事業費

63万7千円の減額は、今年度雇用しております学校図書館司書及び学校図書館指導員の通勤手当の実際の支給額が予算額を下回り、不用となりましたことから減額するものでございます。

続いて、学校業務支援員配置事業費につきましても、今年度雇用しております学校業務支援員の通勤手当の支給額が予算額を下回ったことから、不用額137万6千円を減額するものでございます。

続いて、学校ICT環境推進事業費の事務機器借上料につきましては、大型提示装置等賃貸借の入札減等により、不用額92万6千円を減額しております。

次に、「小学校費」「小学校教育振興費」「小学校就学援助費」につきましては、本年12月までの就学援助費支給状況を基に、今後の支給見込みを積算し、学用品費・通学用品費・校外活動費、修学旅行費、学校給食費において不用額が生じる見込みとなりましたので、その不用額1千200万円を減額しております。

続いて、「小学校教育振興費」の小学校児童輸送費につきましては、本年12月までの運行状況を基に、今後の支出見込みを積算し、不用額が生じる見込みとなりましたことから、遠距離通学者等通学費補助金の不用額130万円を減額するものでございます。

24ページをお願いいたします。

「教育費」「中学校費」「中学校教育振興費」の中学校就学援助費ですが、小学校就学援助費と同様に、不用額が生じる見込みとなりましたことから2千万円を減額しております。

続いて、「中学校教育振興費」の中学校生徒輸送費につきましては、小学校児童輸送費と同様に、遠距離通学者等通学費補助金の不用額460万円を減額しております。

25ページをお願いいたします。

「教育費」「保健体育費」「学校保健衛生費」の児童・生徒・教職員健康管理費252万1千円の減額は、今年度に行った児童生徒等の健康診断や就学時健康診断など、終了したものについて不用額が確定したことに伴い、学校医・学校歯科医・学校薬剤師の報酬を減額するものでございます。

以上で説明を終わります。

## 教育長

学校教育課長。今、説明があった教育指指導費のところは議案書23ページに「学校ICT環境推進事業費」と書いてありますが、「活用」とおっしゃったように思いますが。

## 学校教育課長

申し訳ございません。訂正いたします。

## 教育長

この事業名には少し違和感があるのですが、正しい事業名なのですかね。

「学校ICT環境推進事業費」とありますが、「学校ICT活用推進事業費」ではないのですね。

## 学校教育課長

環境を整えていくということで、環境推進事業費として事業を設置しております。

## 教育長

これは「環境推進」で間違いはないですか。

「活用推進」なら分かるのですが。

## 教育部長

はい。今年度当初に設定した事業名称でございます。

#### 教育長

分かりました。

続いて、学校給食課から説明をお願いします。

#### 学校給食課

続きまして、学校給食課の所管事務に係る補正予算についてご説明いたします。引き続き、議案書の25ページをお願いいたします。

「保健体育費」「学校給食費」における説明欄の「学校給食管理運営事業費（新南陽）」の「給食センターPFI事業委託料」470万円の増額補正です。

これは、新南陽学校給食センターの運営、維持管理業務を請け負っている「PFI周南市スクールランチ株式会社」への委託料について、夏休み期間中の給食提供等による年間食数の増に伴い、予算不足が生じるため、増額補正をお願いするものです。

ただし、令和16年度までの債務負担行為をもとに定めている全体の契約額は変わりません。以上で説明を終わります。

#### 教育長

最後に、中央図書館から説明をお願いします。

#### 中央図書館長

それでは、図書館に関する補正予算についてご説明いたします。

歳出予算をご説明いたします。議案書の24ページをご覧ください。

一番下段にございます「教育費」「社会教育費」「図書館費」の48万2千円の減額につきましては、鹿野図書館整備事業費の施設改修工事に係る事業費の確定に伴う減額補正をするものでございます。

次に、歳入予算に係る補正についてご説明いたします。20ページをご覧ください。

一番下の段にございます「市債」「市債」「教育債」「社会教育債」の50万円の減額につきましては、先ほどご説明いたしました鹿野図書館整備事業の事業費が確定しましたことにより、事業費を減額補正することに伴い、その財源となる起債を減額するものでございます。

なお、この「市債」の補正に伴いまして、議案書の21ページの「地方債補正」においても、「図書館整備事業」の借入の限度額を減額いたしております。

以上で図書館の説明を終わります。

#### 教育長

議案書22ページの債務負担行為の補正ですが、この説明はよろしいですか。

#### 学校教育課長

この度の1人1台タブレット端末導入に伴い、各端末に学習総合支援システムを導入いたしました。その使用料につきまして、令和2年度から令和3年度までの債務負担行為の補正をしております。限度額は1千702万4千円でございます。

#### 教育長

この件について、何か質問がございますか。

#### 岡寺委員

現在ICTを推進していますが、それに係る予算は足りなくなるのかなと思っていましたが、そうでもないんですね。なぜ不用額が出ているのでしょうか。予算を多めにとっているからとい

うことなのでしょう。

#### 学校教育課長

予算は多めにはとっていないと思うのですが、なぜ、不用額が発生しているのかというお尋ねでしょうか。

#### 岡寺委員

予算を組んだ時点との差というのはどういった時に発生するのでしょうか。

#### 教育部長

基本的な考え方なのですが、歳出の予算というのは市の執行部で予算を作って教育委員の皆様や議会の承認を受けて執行できるというかたちになりますが、市民の皆様にお示しするのは、限度額でございます。

歳出予算はこれを越えてはいけないという大前提があります。限度額というかたちになりますので、しっかりと積算をして予算を編成します。要するに設計金額で予算を編成します。その後、入札等を行いますので、入札も限度額以内でないと落札されません。つまり、限度額を超えては落札されないということになりますので、予算を下回る金額となります。予算の範囲内でないと入札の予定価格は設定できませんし、予定価格を越えてはいけないのが落札金額になります。ですので、どうしても少しずつ下がっていくというかたちになります。

委員が例示されました「学校ICT環境推進事業費」も1億6千万円の予算をもっておりましたが、その予算は超えることができませんので、その中で入札等を行ったところ920万円が不用額として生じたというかたちになっております。

数%の範囲でございますので、どうしてもそれぐらいの不用額は生じてくることとなります。それが、予算書上の考え方になるかと思えます。

その他にも、教育政策課でアドバイザー契約を職員で行うことにしたから取りやめたというようなことで予算上の不用額が出ることもあります。主なものは入札減という言い方をしますが、執行残であるということになります。

#### 岡寺委員

ありがとうございました。

#### 片山委員

先ほど説明があったかもしれないのですが、議案書23ページの一番上に書いてある退職手当の次の「奨学金貸付等基金事業」の繰出金は1千794万9千円と増えているのですが、この理由を教えてくださいませんか。

#### 教育政策課長

奨学金貸付等基金事業の繰出金の元々の予算は43万4千円でございます。これは寄附等による見込みを計上しております。ふるさと周南応援寄附金から実績として本年度は2団体、51人の個人の方から合計で1千838万1千円の御寄附がありました。当初見込んでいた43万2千円よりもそれだけ数多く寄附があったということで、今回、その実績額を補正したという状況です。

寄附金ですので、当初から予算計上することは叶いませんので、毎年御寄附をいただいておりますソロプチミスト徳山様の寄附額につきましては計上しておりますが、実績としてそれだけの御寄附があったということです。

#### 教育長

「ふるさと周南応援寄付金」といわゆる「ふるさと納税」、この兼ね合いといいますか、この違い等を説明していただければ、より内容が分かると思うのですが。

#### 教育部長

周南市の取扱いといたしまして、「ふるさと納税」と「一般寄附金」、つまり、〇〇に使ってくださいという希望を持って寄附をしていただくものの2つがあり、この2つを合わせて「ふるさと周南応援寄付金」としており、基金を持っています。

一旦はふるさと納税等を貯金の方に入れるというかたちになるのですが、これでは奨学金貸付等基金には入れられません。そこで、「ふるさと周南応援寄付金」の預金から引き出しをして、奨学金の基金に繰出しをするということを行います。ふるさと納税の預貯金に入っているので、それを引き出して今度は奨学金の貯金の方に入れるために、奨学金の方に繰出すという予算になっております。

奨学金の方は、毎年の申請に基づいてひと月1万8千円、2万4千円又は3万5千円を学校区分に応じてその基金から支出をしているという状況です。公会計で、お金を回しているので分かりにくいですが、そういうかたちになります。

#### 教育長

結局、財布は一緒なのですが、就学援助費の給食費も学校教育課から学校給食課に支払うように、同じ財布の中ですがシステム上そのような動きになるので、少し分かりにくいのですが。その辺りはシステムとして明確になっております。

#### 片山委員

もう一点お尋ねします。

議案書25ページのところの「児童・生徒・教職員健康管理費」の報酬がマイナス25万1千円となっていますが、これは健康診断の関係でしょうか。健康診断そのものの回数が減る等の理由で報酬が減ったということなのでしょうか。

#### 学校教育課長

回数というよりは、すべての健康診断を終えた時点での、それに係る医師の数等が確定したことにより、積み上げていた予算よりも少なく済んだため、減額するものでございます。

#### 片山委員

教育部長の説明にあったのと同じ理由ということによろしいでしょうか。

#### 学校教育課長

はい。

#### 教育長

この件について、何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

(※異議なし の声)

#### 教育長

それでは、議案第5号を決定します。

6	議案第6号 令和3年度周南市一般会計予算要求について
---	----------------------------

#### 教育長

続いて日程第6、議案第6号「令和3年度周南市一般会計予算要求について」を議題とします。

この件につきまして、各課から説明をお願いします。

まずは教育政策課、お願いします。

#### 教育政策課長

議案第6号「令和3年度周南市一般会計予算要求について」ご説明いたします。

議案書26ページをお願いします。提案理由は、議案第5号と同様でございます。

最初に、教育委員会予算に係る総括的な事項についてご説明させていただきます。議案書28ページをお願いいたします。

まず、下段の表の「一般会計における前年度との比較」をご覧ください。

この表は、一般会計予算を目的別に分類し、参考資料として前年度当初予算と対比したものでございます。

「歳出合計」の欄になりますが、市の令和3年度一般会計予算総額は、606億8千100万円で、前年度に比して24億円、率にして3.9%の減額予算となっております。

このうち、教育費の令和3年度予算額は、50億9千218万7千円、前年度比で7億1千930万9千円、率にして12.4%の減額予算となっております。

詳細については後ほどご説明いたします。

それでは、周南市予算全体の概要につきまして、本日配付させていただきました議案第6号参考資料「令和3年度周南市予算説明参考資料」を用いましてご説明いたします。

資料の1ページでは、先ほど説明させていただきました一般会計の外に、7つの特別会計と5つの企業会計の予算編成の状況をまとめておりますが、全体の予算総額といたしましては、1千769億8千432万9千円となっており、前年度比で、141億4千620万1千円、率にして8.7%の増額予算となっております。

資料の2から4ページでは、当初予算のポイントをまとめておりますが、「第2次周南市まちづくり総合計画後期基本計画」に掲げる10の重点推進プロジェクトを着実に推進していくための予算となっております。

資料の5ページをお願いいたします。

歳入予算の状況でございますが、市民税や固定資産税等の「市税」が40.6%、特定の事務事業について一定の基準に基づき国からの補助が受けられる「国庫支出金」が14.5%、受益を受ける将来の世代の住民にも平準化した負担をお願いするための借入金である「市債」が8.0%、団体間の財源の不均衡を調整するために税の再配分として交付される「地方交付税」が10.5%、などとなっております。

これらを前年度比で表したのが6ページの表になりますが、法人市民税の減少等により、「市税」が前年度比で8億1千357万円の減、「市債」が17億2千440万円の減となっている一方、「地方交付税」が1億円の増額となっております。

なお、「繰入金」が大きく減額となっておりますが、詳細につきましては同ページ右側の表にお示ししております。

次に、7ページと8ページをお願いします。

歳出予算について、予算の支出目的ごとに分類したのですが、生活保護や各種福祉事業等の「民生費」が35.6%、続いて、「公債費」が13.8%となっており、教育費は構成比

で見ますと5番目で8.4%のシェアとなっております。

9ページと10ページをお願いします。

歳出経費を性質別に分類いたしております。

令和3年度におきましては、生活保護等の福祉事業など、市民の生活支援に要する経費の「扶助費」が20.0%、つづいて、議員や職員等の「人件費」が18.9%となっております。

以上で参考資料の説明を終わります。

恐れ入りますが、議案書の28ページをお願いします。

上段の「教育費における過年との対比」の表では、令和元年度、令和2年度、令和3年度のそれぞれの費目ごとの予算額について、お示ししております。

先ほど申し上げましたが、令和3年度は令和2年度と比較して12.4%の減となっております。

また、中段の「一般会計における教育費の占める割合」では、5年間の一般会計における教育費の割合を示しており、令和3年度の教育費について、先ほど申し上げましたとおり8.4%となっております。

次に、議案書29ページの「教育費の構成」をご覧ください。

教育費予算内での主な増減といたしましては、まず、小学校費の減については、小学校教育振興費において、小学校教科書改訂関連事業の終了による減、また、小学校建設費において、小学校普通教室空調設備整備事業の終了による減などが主な要因となっております。

次に、保健体育費の増については、学校給食費において旧徳山西給食センター解体工事に伴う増などが主な要因となっております。

なお、表の中段にあります「幼稚園費」、及び社会教育費の内「回天記念館費」、「文化振興費」、「文化施設費」、また、保健体育費の内「体育振興費」及び「体育施設費」につきましては、市長部局の所管予算となっておりますので、説明は省略させていただきます。

それでは、教育政策課から主要な事業について説明をさせていただきます。

議案書30ページをお願いします。

まず、奨学金貸付等基金事業257万4千円でございます。

これは、奨学金を貸付又は給付することで、経済的理由により修学困難な生徒・学生を支援するもので、令和3年度から定住促進奨学金の貸付額を増額するとともに、個々の状況に応じて貸付額などを選択可能とするなど、制度の拡充を図っております。

次に、小学校改修事業6千673万8千円でございます。

これは、安心安全で快適な教育環境を確保するため、徳山小学校管理特別教室棟防水改修、富田東小学校屋体照明改修、劣化が進んでいる遊具改修などの大規模改修事業に要する経費、また、小中一貫教育の実践に伴う鹿野小学校管理教室棟改修に要する経費でございます。

最後に中学校改修事業9千212万9千円でございますが、秋月中学校屋体外壁及び防水改修、富田中学校特別教室棟改修に要する経費でございます。

以上で、教育政策課が所管いたします令和3年度予算についての説明を終わります。

## 教育長

続いて、生涯学習課から説明をお願いします。

## 生涯学習課長

続きまして、生涯学習課の所管する主要な事業についてご説明いたします。

議案書31ページ中ほどをご覧ください。

はじめに、鶴保護対策事業1千642万2千円でございます。

これは、特別天然記念物「八代のツルおよびその渡来地」の保護対策を行う事業であり、「ツルの生息環境の整備」「渡来ツルの監視及び給餌」「渡来数回復に向けた保護ツル移送、放鳥」などを行うものです。

新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和2年度は移送・放鳥を行っておりませんが、令和2年度のツルの渡来数は14羽と昨年度を超えております。

しかしながら、渡来数が減少傾向にあることに変わりないと捉えており、引き続き、渡来数回復に向け事業を展開してまいります。

次に、学校・家庭・地域の連携協力推進事業1千224万4千円でございます。

この事業は、学校・家庭・地域が連携・協働することにより、社会総がかりで子どもたちを見守り支援する活動を推進するものであり、主な事業内容として3つを掲げております。

まず、「放課後子供教室」の実施でございます。

放課後子供教室は、児童の安心安全な居場所づくりの一環として、地域のボランティアの皆様との協力のもと、32教室を運営しております。令和3年度も継続して運営するとともに、「児童クラブ」との一体的な実施にも、引き続き取組んでまいります。

続いて、家庭教育支援の実施でございます。これは、子育てや子どもの教育に関する悩みを抱える保護者を支えるものであり、家庭教育支援チームが開催する各種講座等の活動の支援です。

最後に「地域学校協働活動推進員」の活動支援は、地域と学校を結ぶ役割を担っていただいているところあり、引き続き、地域のキーパーソンとして活躍していただけるよう、情報交換の場や研修等の開催を行ってまいります。

以上で、生涯学習課の主な事業及び予算の説明を終わります。

## 教育長

続いて、人権教育課から説明をお願いします。

### 人権教育課長

人権教育課が所管する主要な事業について、ご説明いたします。

議案書の31ページをお願いいたします。

人権教育講座運営事業費、予算額は19万2千円でございます。これは、市民を対象に各地域の市民センター等を会場として、人権の基本的な理解を深め、人権意識の向上を図るための基礎講座を開催するものでございます。

次に32ページをお願いします。

地域人権教育推進事業、予算額は76万2千円でございます。

これは、本市の人権教育の取組などを協議する「周南市人権教育推進協議会」や「地域人権教育連絡協議会」を開催し、人権教育を総合的かつ効果的に推進してまいります。

また、市内を10に分けたブロック人権教育推進協議会において、各地域のニーズに沿った講演会の開催などの自主的な活動を支援いたします。

以上で、人権教育課に係るものについてのご説明を終わります。

## 教育長

続いて、学校教育課から説明をお願いします。

### 学校教育課長

それでは、学校教育課に係る主な事業をご説明いたします。

資料は32ページです。

まず、英語教育推進事業6千640万1千円についてです。これは、小・中学校に外国語指導助手を配置するための経費です。主なものは、外国語指導助手のうち、市が雇用しております1名と業務を委託しております業者から派遣される14名の報酬や委託料でございます。このうち、「子ども未来夢基金」から3千万円、繰入金を充てることとしております。

引き続き小・中学校における外国語教育、国際理解教育の推進・向上に取り組んでまいります。

次に、コミュニティ・スクール事業423万6千円についてです。全ての小・中学校に設置している学校運営協議会の運営を支援し、保護者及び地域住民等の学校運営への参画や支援・協力の促進を図るとともに、地域のニーズを迅速かつ適切に学校運営に反映させ、地域の特性を活かした特色ある教育活動を展開し、地域とともにある学校づくりを推進してまいります。

続いて、学校業務支援員配置事業3千372万6千円についてです。平成30年度から小・中学校に配置しております学校業務支援員を、令和2年度当初は26名に配置いたしました。しかしながら、拡大するコロナ禍において、校内の消毒作業等を徹底していくため、8月にさらに22名を追加し、合わせて48名の学校業務支援員を小・中学校に配置したところです。現在の状況を鑑み、令和3年度におきましても引き続き48名の学校業務支援員を配置します。

学校業務支援員が校内の消毒作業や授業準備、学校事務を補助することで、教員が子どもと向き合う時間を十分に確保し、本来担うべき業務に専念できるとともに、教職員の負担軽減にもつながり、子どもたちの豊かな学びを支える教育環境の充実を図ることができます。

次に、GIGAスクール構想推進事業3千826万8千円についてです。1人1台のタブレット端末や大型ディスプレイの整備等が完了し、今後ICT機器を有効に活用した授業づくりなど運用面について教員を支援するため、ICT支援員を配置し、また、一人ひとりの能力に応じた「個別学習」や、互いに教え合い学び合う「協働学習」など、様々な学習形態に合わせ、総合的に活用できる学習総合支援システムの導入など、ICTの「学び」への活用により、学習指導の充実と教育水準の向上を図ってまいります。

この事業にも、「子ども未来夢基金」から2千100万円の繰入金を充てることとしております。

資料の33ページをお願いします。次に、部活動指導員配置事業264万1千円でございます。中学校の部活動において、一人ひとりの生徒の能力に応じた適切な練習法の導入等、部活動の質的向上を図るため、専門的知識・技能を有する外部人材を部活動指導員として6名雇用し、中学校に配置いたします。

主に平日の部活動において、顧問教諭と連携して指導にあたりますが、休日の指導や大会等へも引率指導等も可能としており、専門的知識・技術を有する指導員の指導により、生徒の技術向上等、部活動指導の充実に取り組むとともに、教員の部活動指導に係る負担軽減により、生徒指導や授業準備等、その専門性を活かした業務の時間を確保し、教育環境の充実を図ってまいります。この事業にも、「子ども未来夢基金」から100万円の繰入金を充てることとし

ております。

続いて、やまぐち部活動改革推進事業270万円でございます。国が進める、休日の部活動を学校教育から切り離し、地域のスポーツ・文化活動への段階的移行を踏まえ、秋月中学校において地域指導者を6名配置し、県委託事業として実践研究を行うものです。

本事業における指導者は、先の部活動指導員と異なり、休日に行う地域部活動として指導いただくこととしており、その指導への謝金や旅費、生徒や指導者の保険料を計上しております。

先の部活動指導員配置事業と同様に、生徒の技術向上等、部活動指導の充実を図るとともに、教員の休日部活動指導に係る負担軽減を図り、ワークライフバランスの取れた働き方を推進してまいります。

学校教育課に係る主な事業は以上でございます。

## 教育長

続いて、学校給食課から説明をお願いします。

## 学校給食課長

続きまして、学校給食課の所管事務に係る当初予算についてご説明いたします。

議案書の32ページをお願いします。

まず、「学校給食管理運営事業」です。

市内6カ所の学校給食センターに係る管理運営に要する経費として、6億454万8千円を計上しており、前年度と比較して、529万5千円の増額となっています。

これは、5年間の債務負担行為を設定しております、栗屋及び住吉学校給食センターにおける調理配送業務委託の更新が主な増額理由です。

また、一日当たりの給食提供予定数は約1万1千400食で、前年度と比較して、約100食の減、提供予定日数は前年度より2日少ない198日を見込んでいます。

次に「学校給食センター解体事業」です。

新南陽学校給食センターの整備に伴い、令和2年3月末に旧徳山西、旧新南陽学校給食センターは廃止いたしました。

新センター整備において、有利な地方債（公共施設適正管理推進事業債）を活用しており、供用開始後5年以内に既存施設を除去し、その後の土地売却・転用等により、跡地の有効活用を図ることとしています。

新年度は、旧徳山西学校給食センターの廃棄物処理、解体工事に伴う工損調査、解体工事等に係る経費として、1億1千270万7千円を計上しています。

最後に「学校給食費徴収事務費」です。

この事業は、令和3年4月から学校給食費管理システムの運用を開始し、学校給食費に関する事務の取扱いを教育委員会に一本化することで、保護者の利便性向上と教職員の負担軽減を図るとともに、収納、滞納整理の事務を効率的に進めるための経費として296万5千円を計上しています。

以上で説明を終わります。

## 教育長

最後に、中央図書館から説明をお願いします。

## 中央図書館長

それでは、図書館に関する予算についてご説明いたします。

議案書の34ページをご覧ください。

「図書館管理運営費」の1億7千602万5千円でございます。

これは、市内6館の市立図書館の管理・運営に関する経費で、主なものとして、会計年度任用職員の報酬、徳山駅前図書館の指定管理料、その他、管理・運営に関する経費で、市民の読書活動・生涯学習活動を推進・支援することで、利用者の満足度を向上させ、利用者増加を図ることとしております。

令和2年度におきましては、4月から5月にかけて、新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、全館の休館措置を行いました。また、開館後も、対策を講じながら館の運営を進めてまいりました。令和3年度におきましても、引き続き万全な感染症対策を講じながら、館の運営を進めていきたいと考えております。

次に、「図書館資料購入費」の3千457万8千円でございます。

これは、図書、AV資料、新聞・雑誌などの逐次刊行物などの図書館資料を購入するもので、多様化するニーズに応えるべく、新鮮で広範囲にわたる資料の収集に努めてまいります。

以上で、図書館の説明を終わります。

#### 教育長

この件について、何か質問がございますか。

#### 岡寺委員

コミュニティ・スクールの予算についてお尋ねします。

私はコミュニティ・スクールに関わっているのですが、あまりお金を使った記憶がないのですが、これはどういったものなのでしょうか。

#### 学校教育課長

コミュニティ・スクールの予算に関しましては、学校への配当予算とともにコミュニティ・スクール委員の皆様への報酬に充てております。

#### 教育長

1校あたり、コミュニティ・スクールのために5万円を配当し、報酬として学校のコミュニティ・スクールの委員さんに3千円をお支払いする費用を計上しております。

#### 岡寺委員

そうなのですね。初めて知りました。

ありがとうございました。

#### 片山委員

議案書32ページの「GIGAスクール構想推進事業費」について、この中で「ICT支援員を配置」と書いてありますが、これはどこまでの範囲なのでしょうか。学校ごとに配置することなののでしょうか。配置の方法やどのように実施するのかを教えてください。

#### 学校教育課長

本年度、学校教育課内にICT教育推進室を設置いたしまして、主に環境整備に傾注してまいりました。何とか年度内での環境整備が完了したところですが、来年度はいよいよその運用に関しましてしっかりと学校をサポートしていかなければならないと考えております。

そのICT教育推進室内に、ICT支援員を1名配置します。この1名に関しましては学校現場に精通しており、さらに、ICTに関する高い技能を有する方を任用し、主に、ICT教

育推進室内にプロジェクトチームを作ってその中で運用に関する研究をしていき、支援員の方にはどんどん学校を回っていただいて、学校現場での教員の運用の手助けをしていただこうと考えているところです。

#### 松田福美委員

これは質問ではなく意見なのですが、今お話のあった「GIGAスクール構想推進事業費」のICT支援員について、来年度はこういうかたちで1名の配置ですが、先ほど言われた子どもたちの個別学習を実際に推進していくには、やはり各校に身近にこういった方がおられることが、今後必要となってくるのではないかと思います。学習総合支援システムは整備されていきますが、やはり身近でサポートできる方を配置するという方向性であって欲しいと思いますが、その点はいかがでしょうか。

それともう1点、「学校業務支援員配置事業」につきまして、今年度どおりの配置を継続されることはとても喜ばしく思っています。

#### 教育長

学校業務支援員については、この人数を確保するのは大変でした。

一方で、ICT支援員は国が計画している段階では4校に1人でした。ここまで一息にいかない理由は、先ほど学校教育課長が申しましたように、学校の教育に精通しつつ、なおかつICTというハード面の造詣も深い、こういった人物を探し出すのが難しいからです。

今後、そういった需要と申しますか、一斉に動き始めるといきなり動かない等のトラブルは当然に発生します。それらに的確に対応していくということは大切だと思います。

#### 学校教育課長

先ほど少し触れましたが、ICT教育推進室内にプロジェクトチームを新たに立ち上げます。そのチームのリーダーとして教育研究センターの上席研究員ICT担当の方に指揮を取っていただき、ICT支援員、そしてICT教育推進室の室員、指導主事に加え、また、各学校には非常にICTの活用を推進している教員、特に若い教員がおりますので、学校現場からも小・中学校の数名の教員を研究協力者としてそのプロジェクトチームに加えます。

月1回程度会議を持ちながら一緒に研究し、さらにはその研究の実証を各学校で行い、それをフィードバックしながら、ICT支援員も巡回しますが、現場をリードする教員も育てていきたいと考えているところです。

#### 松田福美委員

非常に広がりが見えるような取組であると思います。

やはり教育の方向性だけでなく、現場の先生方が日常の細やかなことで困っていることに即時対応できることも必要であると思います。

事務の先生方もグループごとで共同のかたちを取っていますので、ぜひそういうかたちで、ちょっと困ったときには隣の学校から応援に行けるような仕組みができればいいと思います。

また、それに伴う旅費等も対応ができればとも思います。先の高い教育水準の目標と同時に日々の手厚いサポートができると先生方も不安なく活用できるのではないかと思います。非常に具体的な話が聞けて良かったです。ありがとうございました。

#### 松田敬子委員

議案書31ページ、人権教育課の「人権教育講座運営事業」についてお尋ねします。

市民センターでの人権教育講座に参加される方が固定化しているために、新規参加率50%

と目標を掲げておられると思います。

令和2年度も確か新規参加率50%という目標を掲げておられたと思うのですが、この新規参加率50%を達成するためには、今までと同じではいけないということがあると思いますが、どのようにしていくか具体的な案がありましたら教えていただければと思います。

#### 人権教育課長

具体的な案といますか、周知の方法としてデジタルサイネージやCCSでの放送等のあらゆる媒体を利用して周知を進めていきたいと思っています。

#### 松田敬子委員

地域にいと、参加されるのが高齢の方が多くのように思いまして、今おっしゃったデジタルを使った周知というのは若い方を講座に引き込みたいということだと思いました。

この講座はとてもいい講座なのですが、地域にいますとなかなか情報が流れてきません。一部の方にしか情報が流れていないという状況で、参加してみて大変いい講座だと思いましたが、新規の参加率が約半分あるということであれば今後もこの流れが広がっていくかなと思いました。ぜひいろいろな対策を考えていただいて、新しい方の参加が増えるよう取組をお願いしたいと思っています。

#### 片山委員

学校教育課ばかりで申し訳ないのですが、議案書33ページの「やまぐち部活動改革推進事業」について、秋月中学校で実施すると説明がありました。これは、秋月中学校に地域指導者6名を配置するということでしょうか。

また、これは何の部活動に配置するかは学校に任せられていると理解したのですが、それによろしいでしょうか。

#### 学校教育課長

これは国が進めている事業で、令和5年度から段階的に進めていくというかたちなのですが、休日の部活動を学校教育から切り離して地域のスポーツ・文化活動にということで、全国各県で2校ずつ指定校を設けて実証研究を行います。山口県においては、2校のうちの1校として秋月中学校が指定を受けています。

秋月中学校には、現在8つの部活があります。うち2つの部活は本年度から新入生の入部を停止しておりまして、来年度夏には休部する予定となっています。その2つの部活を除く6つの部活でこの実証研究を行うため、6人の配置としております。

#### 教育長

内訳は運動部5と文化部1となっております。

#### 片山委員

ぜひ、モデル校として成功するようにサポートをお願いしたいと思っています。

#### 松田福美委員

質問ではないのですが、学校給食課の「学校給食費徴収事務費」が今回新設されたということで、学校ではとても期待しております。先生方にお話を聞く機会があったときに、生徒指導上の安全面と同時に教員の負担軽減となり、またそれに伴ういろいろな心痛が軽減され、こういふかたちで徴収事務をしていただけるのはとてもありがたいというような話を聞きました。事務費は96万円ですが、成果は大きいものがあるのではないかと思います。また、学校と協力してこれがよりよい制度になればと思っています。よろしくお願ひいたします。

## 学校給食課長

現在、保護者の方に口座振替依頼書の提出をお願いしております。1月末で一旦締切りとさせていただきますましたが、回収率は73%でした。件数は全体で1万1千件ありますので、あと2割以上、つまり2千件以上が口座振替でなく納付書払いとなりますと、担当の事務負担が大きくなりますので、もう1、2回は学校に協力をお願いして口座振替の推進を図ろうと思っております。

昼休み等に電話で、まだ提出は大丈夫ですかというお問い合わせをいただいておりますので、文書でもう1回、ないし2回程お願いをしながら進めていき、5月払いが最初となりますが4月からしっかり稼働したいと思っております。

## 教育長

何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

(※異議なし の声)

令和3年度当初予算の一般会計における教育費の占める割合について、少し補足させていただくと、28ページの真ん中の表にあるとおり、構成比が一般会計全体の11%のときもあれば8%のときもあります。一番大型の事業として給食センターの建設や、エアコン設置などがあるときは経費が大きくなるのですが、それが終了するとこのようにでこぼこになってしまうということになります。

それでは、議案第6号を決定します。

7	議案第7号 周南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例制定について
---	--

## 教育長

続いて日程第7、議案第7号「周南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題とします。

この件につきまして、学校教育課から説明をお願いします。

## 学校教育課

議案書35ページをお願いします。

議案第7号「周南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例制定について」につきましてご説明いたします。

提案理由につきましては、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第19号によるものでございます。

これは、就学援助事務において、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づく、いわゆるマイナンバーを利用することで、就学援助申請時の添付書類を省略できるなど、市民の負担軽減を図り、市民サービスを向上させることを一つの目的としております。

また、申請者の同意を得たうえで、同法律に基づき、住民票情報・所得情報などの特定個人情報情報を常に利用できるように情報連携できる体制としていくことで、スムーズに就学援助の交

付決定等事務が可能となるなど事務負担の軽減を図ることも目的としております。

これらの目的のため、「周南市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例」に、就学援助事務を加え、当該条例の一部改正を行うものです。

以上で説明を終わります。

**教育長**

この件について、何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

(※異議なし の声)

**教育長**

それでは、議案第7号を決定します。

8	議案第8号 指定管理者の指定について（周南市大田原自然の家）
---	--------------------------------

**教育長**

続いて日程第8、議案第8号「指定管理者の指定について（周南市大田原自然の家）」を議題とします。

この件につきまして、生涯学習課から説明をお願いします。

**生涯学習課**

それでは、議案第8号「指定管理者の指定について（周南市大田原自然の家）」ご説明いたします。

議案書の43ページから46ページをご覧ください。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第19号によるものです。

周南市大田原自然の家は、豊かな自然環境の中、集団宿泊訓練や野外活動を通じて、心身ともに健康な青少年を育成することを目的とする施設であり、これまでも指定管理による運営を行っております。

議案書45ページをご覧ください。「周南市公の施設に係る指定管理者の手續等に関する条例」第6条の規定に基づき、令和3年度の周南市大田原自然の家の指定管理者として、公益財団法人周南市ふるさと振興財団を指定しようとするものです。

指定管理期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間としております。

以上で説明を終わります。

**教育長**

この件について、何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

(※異議なし の声)

**教育長**

それでは、議案第8号を決定します。

その他に何かありますか。

よろしいですか。他にはございませんか。

以上で、「令和3年第2回教育委員会定例会」を終了いたします。

署名委員

片 山 研 治 委 員 \_\_\_\_\_

岡 寺 政 幸 委 員 \_\_\_\_\_